



政統発 0707 第 2 号 平成 29 年 7 月 7 日

一般社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当

平成29年医療施設静態調査の協力依頼について

医療施設調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本調査は、全国の医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し医療行政の基礎資料を得るために、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として3年ごとに実施しております。

本年は別添「平成 29 年に実施する医療施設静態調査の概要」により、都道府県等を通じて実施することとしましたので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

## 平成29年に実施する医療施設静態調査の概要

#### 1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所(以下「医療施設」という。)の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

### 2 調査の対象

平成29年10月1日午前零時現在において、医療法に基づき開設の許可又は届出を行っている すべての医療施設

#### 3 調査の期日

平成29年10月1日(日)とする。

#### 4 調査事項

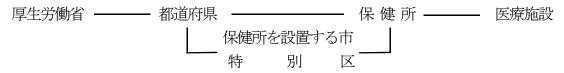
名称、所在地、開設者、診療科目、設備、従事者の数及びその勤務の状況、許可病床数、 社会保険診療等の状況、救急医療体制の状況、診療及び検査の実施の状況、その他関連する 事項

#### 5 調査の方法

医療施設の管理者が調査票に記入する方式による。

なお、紙の調査票の提出のほか、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査票による提出を可とする。

#### 6 調査の系統



#### 7 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)において行い、結果は集計後すみやかに公表する。

## 病院、診療所の皆様





# オンライン調査システムを ご利用ください 平成29年8

平成29年医療施設静態調查

~ インターネットで報告できます ~

## メリット1 いつでも報告できます

■ 機器環境が整えば、ご都合にあわせていつでも報告可能です。



## メリット2 操作は簡単です

■ ログイン⇒エクセル調査票をダウンロード⇒入力、チェック、保存 ⇒ データ送信



## メリット3 記入の負担が軽減されます

- 入力チェック機能により記入漏れや記入誤りを防止します。
- 操作がしやすいよう、わかりやすく説明、表示します。
- 合計欄の自動計算機能や常勤換算計算機能の活用により、記入の 負担が軽減されます。

## メリット4 調査票の郵送が不要です

■ オンライン調査システムにデータを送信するため、 調査票の郵送が不要です。



オンライン調査システムについてご不明な点はコールセンターがサポートいたします

医療施設静態調査・患者調査 コールセンター フリーダイヤル

0800-500-7770

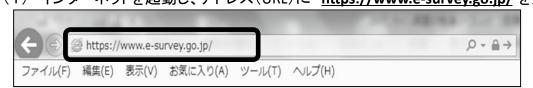
【10月2日(月)~10月31日(火) 月~金曜日(祝日を除く) 9時~18時】

## 政府統計オンライン調査総合窓口への接続

### オンライン調査に接続してみましょう!

ここでは、オンライン調査システムへの接続手順について、簡単にご案内します。 詳細は、(5)で利用ガイドをダウンロードしご確認ください。

◆オンライン調査票は Microsoft Office Excel 2010以上のバージョンに対応しています。
(1) インターネットを起動し、アドレス(URL)に https://www.e-survey.go.jp/ を入力します。



(2) 政府統計 オンライン調査総合窓口へようこその画面が現れましたら、接続は成功です。



(3) ログイン情報(政府統計コード、調査対象者ID、確認コード)を入力してください。



(4) 連絡先情報の確認画面で「調査票の一覧へ」を クリックします。



確認コードは初回ログインの際に別の確認コードへ変更することが、次の画面で求められます。

(編集 1 3 6 4

医療施設静態調査

病院票

2度目以降にログインする場合には、<u>変更</u> 後の確認コードを入力してください。



変更後の確認コードを 忘れないようにメモしてください。

政府統計コード 9N8L 確認コード 1abc2DEF

1 3

Ø

平成29年10月1日現在

(5) **調査票の一覧で**☑し、**調査票の取得**をクリックするとオンライン調査票のダウンロードが可能です。



(6) 名前を付けて保存し、入力を開始してください。



基本的な項目はあらかじめ入力されていますので、変更がなければ入力の必要はありません。



オンライン調査票は、オンライン調査システム用に設計された調査票です。紙で提出される場合は、紙の調査票(配布している調査票)に記入して提出していただきますよう、お願いいたします。

## オンライン調査システム利用に必要な機器環境

- ◆インターネット通信環境は、ブロードバンド環境を推奨します。
- ◆パソコンの利用環境(2017年6月末現在)

os	ブラウザ		表計算ソフト(※3)
	Internet Explorerの場合	Internet Explorer以外の場合	衣計算ソノト(※3)
Windows 7 SP1	Internet Explorer 11.0	Mozilla Firefox 54.0	Microsoft Office Excel 2016
Windows 8.1 (※1)		Google Chrome 59.0	Microsoft Office Excel 2013
Windows 10( $\%$ 1)		Microsoft Edge 40(%2)	Microsoft Office Excel 2010

- (※1)「デスクトップモード」の場合に限ります。
- (※2)「Windows 10」での利用に限ります。
- (※3)・Microsoft Office Excel以外の表計算ソフトには対応しておりません。
  - ・Excelのマクロ機能を有効にする必要があります。

## オンライン調査システムのQA

## Q1.セキュリティ面は安心ですか?

A1.オンライン調査システムでは、調査対象者のログイン情報や統計調査の回答情報などの重要な情報をインターネット上で送受信することとなりますので、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、通信経路上の情報のやりとりをSSL/TLSにより暗号化しています。



## Q2.紙の調査票による提出は可能ですか?

A2.可能です。パソコンやインターネット環境が整わない場合等は、従来通り紙 の調査票に記入いただき、管轄の保健所にご提出ください。

## Q3.オンライン調査を利用している医療施設はどのくらいありますか?

A3.医療施設調査では、病院は全体の約25%(2,098施設)がオンライン調査を利用しています。平成29年調査より、病院、一般診療所の他に歯科診療所もオンライン調査の利用が可能になりました。

## ◇問い合わせ先

政府統計オンライン調査システムのマニュアル等は、【厚生労働省HP】に掲載されております。

掲載場所:厚生労働省トップページ

- >「統計情報・白書」>「各種統計調査」>「厚生労働統計一覧」>「2. 保健衛生」
- >「医療施設調査」
- >平成29年医療施設静態調査にご協力ください

(hp://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1\_2017.html)

なお、オンライン調査システムに関しまして、ご不明な点等ございましたら コールセンターまでご連絡ください。



政統発0707第5号 平成29年7月7日

一般社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省政策統括 「統計・情報政策担当) 「記述」

平成29年患者調査の協力依頼について

患者調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し 上げます。

本調査は、医療施設を利用する患者について、その実態を明らかにし、 医療行政の基礎資料を得るために、統計法(平成19年法律第53号)に基づく 基幹統計調査として3年ごとに実施しております。

本年は別添「平成29年に実施する患者調査の概要」により、都道府県等を通じて実施することとしましたので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願い申し上げます。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせてお願い申し上げます。

## 平成29年に実施する患者調査の概要

#### 1 調査の目的

この調査は、病院及び診療所(以下「医療施設」という。)を利用する患者について、その 傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実 施する。

#### 2 調査の対象及び客体

全国の医療施設を利用する患者を対象として、病院の入院及び退院は二次医療圏別、病院の外来及び診療所は都道府県別に層化無作為抽出した医療施設(病院:約6,500、一般診療所:約6,000、歯科診療所:約1,300)を利用した患者を調査の客体とする。

#### 3 調査の期日

- (1) 病院については、平成29年10月17日 (火) ~19日 (木) の3日間のうち、厚生労働省が病 院ごとに指定した1日とする。
- (2) 診療所については、平成29年10月17日 (火)、18日 (水)、20日 (金) の3日間のうち、 厚生労働省が診療所ごとに指定した1日とする。
- (3) 退院患者については、平成29年9月1日~30日までの1か月間とする。

#### 4 調査票の種類及び調査の事項

(1) 調査票の種類

病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、病院(偶数)票、一般診療所票、歯科診療所票、 病院退院票、一般診療所退院票

(2) 調査の事項

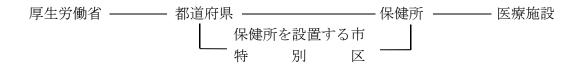
性別、出生年月日、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療費等支払方法、 紹介の状況、その他関連する事項

#### 5 調査の方法及び系統

医療施設の管理者が記入する方式による。

なお、調査票(紙)に代えて、電磁的記録媒体(CD-R等)に保存した電子調査票、及び 政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用したオンライン調査票による提出 も可とする。

ただし、オンライン調査票については、オンライン調査の利用を事前に希望した保健所管内の医療施設のみ利用可とする。



#### 6 結果の集計・公表

集計は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)において行い、結果は集計後すみやかに公表する。

なお、医療施設に関する情報の一部は、医療施設静態調査から得ることとする。



## 患者調査はオンラインからの回答が便利です

患者調査では、インターネットで回答できるオンライン調査(※)を導入しています。

※ 政府統計共同利用システムのオンライン 調査システムを利用したオンライン調査

### メリット1 いつでも回答ができます

- 皆様のご都合にあわせて、24時間いつでも回答が可能です。
- インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL/TLS方式)によって保護され、 外部に漏れることはありません。

### メリットク 調査票の送付が不要です

■ オンライン調査システムにデータを送信するため、調査票を送付する手間が省けます。 調査票の発送料も不要です。

### オンラインから回答を頂いたみなさまの声

提出期限の直前まで作業できるので オンラインを選びました 発送料もいらないですね

紙の調査票を数える必要がないので、 オンラインで回答しました



前回調査後に実施したヒアリングの回答より

## オンライン調査で回答できるか確認しましょう

- 別紙「調査ご協力のお願い」に「政府統計コード」などが印字されていたら、オンライン調査票が 利用できます。
- 詳細は、厚生労働省HPやオンライン調査システムに掲載している「オンライン調査利用ガイド」 からご確認ください。

厚労省HP http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp140701-01.html

## 調査ご協力のお願い



政府統計コード	9N8M	
調査対象者ID	XXXXXXX	
確認コード		

利用できない医療施設には、 「利用できません」と印字しています

## オンラインで回答するには、機器環境が必要です

- ■インターネット接続環境
  - ADSL等のブロードバンド環境を推奨します。
- パソコン環境

S : Windows 7 SP1 , Windows  $8.1(\frac{1}{2})$ , Windows  $10(\frac{1}{2})$ Ω

ブラウザ : Internet Explorer11.0(※2)

表計算ソフト(※3) : Microsoft Office Excel 2010 以上

PDF利用ソフト(※4): Adobe Reader XI、Adobe Acrobat Reader

- (※1)「デスクトップモード」の場合に限ります。 (※2)32bit版での利用に限ります。
- (※3) 表計算ソフトにおける注意事項は以下のとおりです。Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
- ・Excel のマクロ機能を有効にする必要があります。 (※4) PDF利用ソフトにおける注意事項は以下のとおりです
  - ·Adobe Reader 以外のPDF利用ソフトには対応しておりません。 ・Adobe Reader の環境設定でJavaスクリプトが有効になっている必要があります。

## 平成29年患者調査 オンライン調査について

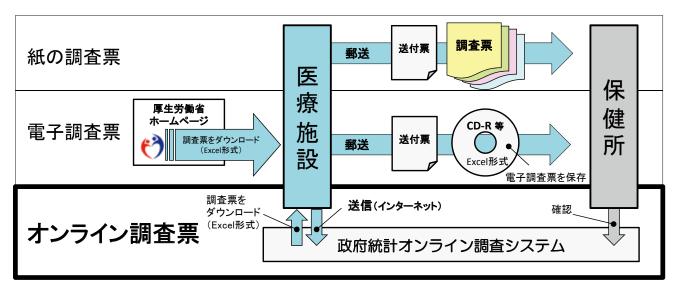


この資料は、オンライン調査の概要などをまとめたものです。

詳細は、必ず厚労省HPやオンライン調査システムに掲載している「オンライン調査利用ガイド」からご確認ください。

#### 1. 調査票の提出方法

○ 提出方法は任意ですが、「オンライン調査票」を利用すると多くのメリットがあります。ぜひご利用ください。



- 2. 政府統計オンライン調査システムへのログインから回答送信までのおおまかな流れ
- 1 オンライン調査システムにログイン
  - (1) インターネットを起動します。
    アドレスバーに「https://www.e-survey.go.jp/」と入力し、「ENTER」キーを押します。

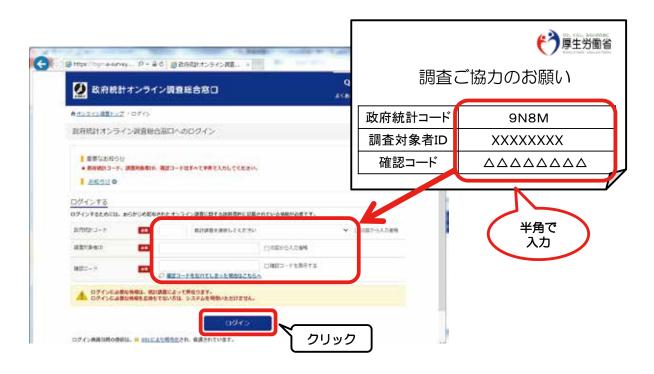


(2) トップページが表示されたら、「ログイン画面へ」をクリックします。



(3) ログイン画面が表示されます。

「調査ご協力のお願い」に印字された「政府統計コード」、「調査対象者ID」及び「確認コード」を半角で入力し、「患者調査」を選択して「ログイン」をクリックします。





#### 2 調査票の取得(ダウンロード)

- (1) 記入する調査票の「選択」欄にチェックをつけます。
- (2) 「調査票の取得」ボタンをクリックします。
- (3) ダウンロードしたオンライン調査票(エクセルファイル)を、任意のフォルダに保存します。
- ※「記入例」欄の「表示」をクリックすると、操作方法の詳細を説明した「オンライン調査利用ガイド」がご覧いただけます。



### 3 回答データの入力、送信

・ 操作の詳細については ② でダウンロードした「<u>オンライン調査利用ガイド</u>」をご確認ください。

- (1) 保存したオンライン調査票に、回答を入力します。
- (2) 回答データの入力チェックを実行します。
- (3) 回答データにエラーがなくなったら、オンライン調査票の「オンライン回答送信」ボタンをクリックします。
- (4) ログイン情報の確認画面が表示されます。
- (5)「政府統計コード」「調査対象者ID」を確認し、 1 の(4)で変更した「確認コード」を入力してから送信します。



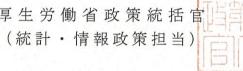
- (6) 調査票回答の受付状況画面で、回答の受付結果を確認します。
  - 1 の(4)で「連絡先情報」に登録したメールアドレスに「調査票回答の受付状況」メールが届きます。
- (7) オンライン調査システムをログアウトして回答は完了です。 ご協力いただきありがとうございました。



政統発 0707 第 7 号 平成29年7月7日

一般社団法人 日本病院会会長

> 厚生労働省政策統括官 (統計・情報政策担当)



平成29年受療行動調査の協力依頼について

受療行動調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げ ます。

本調査は、全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対 する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、 今後の医療行政の基礎資料を得るために3年ごとに実施しております。

本年は別添「平成 29 年受療行動調査の概要」により、都道府県等を通じて実施す ることとしましたので、引き続き貴会の御協力をいただきたく、格段の御配慮をお願 い申し上げます。

また、貴会から各都道府県支部等への周知及び協力依頼につきましても、あわせて お願い申し上げます。

### 平成29年受療行動調査の概要

#### 1 調査の目的

全国の医療施設を利用する患者について、受療の状況や受けた医療に対する満足度等を調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として3年周期で実施する。

#### 2 調査対象及び客体

全国の一般病院を利用する患者(外来・入院)を対象として、層化無作為抽出した一般病院を利用する患者を調査の客体とする。

ただし、外来患者については、通常の外来診療時間内に来院した患者を調査の客体とし、往診、 訪問診療等を受けている在宅患者は調査対象から除くこととする。

#### 3 調査期日

平成29年10月17日(火)~19日(木)の3日間のうち医療施設ごとに指定した1日。

#### 4 調査の事項

外来患者票

診察等までの待ち時間、診察時間、来院の目的、医師から受けた説明の程度、生活習慣上の助言や指導、病院を選んだ理由、入院の有無、外来の受診頻度、満足度 等

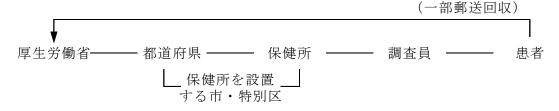
#### 入院患者票

病院を選んだ理由、入院までの期間、医師から受けた説明の程度、生活習慣上の助言や指導、 今後の治療・療養の希望、満足度 等

#### 5 調査の方法及び系統

患者への調査票の配布は、外来患者票、入院患者票ともに医療施設において調査員が行う。記入は、原則として患者本人の記入方式とするが、記入できない場合については、家族の方などが補助して記入する。

調査票は、患者が提出用封筒に密封し、医療施設において調査員が回収する。また、郵送での 提出も可とする。



#### 6 集計及び結果の公表

集計は、厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)において行い、結果は集計後速やかに 公表する。

なお、集計については、「平成29年医療施設静態調査」による外来患者延数、在院患者数等及び「平成29年患者調査」による外来患者、入院患者の年齢構成等を用いて全国推計及び関連分析を行う。